

■その他の葛飾区成年後見センター事業

- ◆「成年後見人等の集い」開催
親族後見人等になっている方や成年後見人等に就任予定の親族の方々を対象に、研修会を開催したり、後見業務をする際の困りごとや悩みごとについて後見人同士の情報交換を行ったりします。
- ◆「成年後見制度推進機関実務担当者連絡協議会」開催
区内関係機関との連絡調整や情報交換を行うため、連絡協議会を開催します。
- ◆法人後見の受任
身寄りが無い等の理由で成年後見人等の候補者がいない場合に、財産管理や身上監護等の成年後見業務を社協が家庭裁判所から受任します。
- ◆市民後見人の養成
養成講座を実施し、後見支援員の活動を通じ市民後見人候補者を養成します。

■成年後見制度に関するお問い合わせ

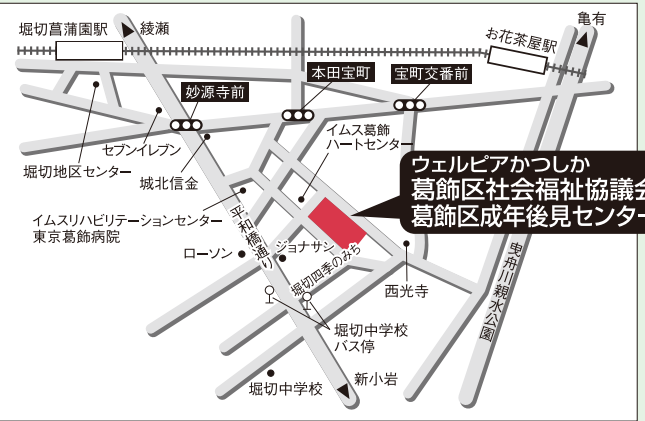
成年後見制度の申立手続きに関すること	
東京家庭裁判所後見センター	東京都千代田区霞ヶ関1-1-2 ☎03-3502-5359・5369
後見登記に関すること	
東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎4階 ☎03-5213-1360 (後見登録課)
任意後見制度に関する相談・手続きに関すること	
葛飾公証役場	葛飾区青戸6-1-1 朝日生命葛飾ビル2階 ☎03-6662-9631

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
葛飾区成年後見センター

〒124-0006
葛飾区堀切3-34-1
地域福祉・障害者センター3階(ウェルピアかつしか)

電話 03-5672-2833
FAX 03-5698-2513
<http://www.katsushika-shakyo.com>
開所日……月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時

電車 京成「お花茶屋駅」・「堀切菖蒲園駅」下車 徒歩各12分
バス 京成タウンバス
(新小51系統 綾瀬駅～新小岩駅) 堀切中学校バス停下車徒歩3分
(有70系統 金町駅南口～ウェルピアかつしか) ウェルピアかつしか下車
レインボーかつしかバス
(有71金町駅南口～ウェルピアかつしか) ウェルピアかつしか下車



葛飾区成年後見センター

高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた「かつしか」で安心して暮らし続けるために



<運営> 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

- 相談事業
- 訪問援助事業
- 成年後見制度利用支援事業

お問い合わせ先

電話
5672-2833

こんな悩みや不安がありませんか？

- 一人暮らしで、将来、認知症や病気などになったらどうしよう…
- 自分が亡くなった後、知的障がいのある子どもの将来が心配…
- 父が認知症で相続の手続きができない…
- 施設に入っている認知症の母の施設費用を母の財産で支払いたい…
- ヘルパーさんに来てほしいけれど、手続きや支払いはどうしたらいいかしら…
- 通帳の置き場所を忘れてしまう…

●相談事業…2ページ 【どなたでも／無料】

- ①これから福祉サービスを利用したい方への情報提供や困りごと、成年後見制度に関する相談など
- ②専門家による専門相談

●訪問援助事業…3ページ 【ご契約者／有料】

社協とご契約いただき、社協が福祉サービスの利用や財産の管理などの援助を行います。ご相談は無料です。

●成年後見制度利用支援事業…5ページ 【どなたでも／無料】

- ①成年後見制度の紹介や制度に関連する情報の提供
- ②成年後見の申立をする方への支援

●相談事業……………

高齢の方や障がいのある方、そのご家族を対象に、暮らしの中での福祉に関する困りごとや将来への不安など、無料で相談に応じます。



一般相談（随時受付しています）

福祉サービスに関する相談、財産の管理・相続に関する相談、成年後見制度に関する相談、福祉サービスの利用に際しての苦情等について、電話や窓口でお受けし、相談員が解決に向けて助言等を行います。相談内容によっては、下記の専門相談をご紹介します。

区民相談室出張相談（予約制です）

成年後見制度に関する相談や、利用（申立て）手続きについて、**区民相談室（区役所本庁舎2階）**の窓口において、センター職員が相談に応じます。

《相談日時》

毎月第2・第4火曜日 午前10時～正午 ※祝日及び年末はお休みとなります。

《予約方法》

相談日の2週間前から受付

※相談日の2週間前が祝休日の場合は、直前の営業日から受付

※相談時間は50分となります。下記の時間でご予約ください。

①10：00～10：50 ②11：00～11：50

《予約先》

葛飾区成年後見センター 5672-2833

専門相談（予約制です）

福祉サービスに関する権利侵害や成年後見制度の利用、遺言・相続等について、弁護士・司法書士が、それぞれ月に1回専門的な相談に応じます。

専門相談は、あらかじめ相談内容をお聞きして、相談日時を決めさせていただきます。

祝日及び年末はお休みとなります。

《相談日時》

○司法書士の相談

毎月第2木曜日 午後1時～4時

○弁護士の相談

毎月第4木曜日 午後1時～4時

※相談時間は40分となります。下記の時間でご予約ください。

①13：00～13：40 ②13：45～14：25 ③14：30～15：10 ④15：15～15：55

《予約先》

葛飾区成年後見センター 5672-2833

こんな場合に…

- 悪徳商法や振り込め詐欺にあわないか心配!!
- 福祉サービスの苦情もいろいろ聞いて欲しい!!
- 最近、認知症への不安が…成年後見制度を利用したいけれど…

●訪問援助事業（地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業）……………

高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた「かつしか」で安心して生活できるように、財産の管理や福祉サービスの利用援助を行います。社会福祉協議会と契約が必要です。

（対象者）高齢者または知的障がい者や精神障がいにより判断能力に不安のある方、ただし、本事業の契約の内容について判断し、概ね理解できる方に限ります。
※判断能力に問題はないが、外出が困難な高齢者や障がい者もご利用できます。

◆サービスの種類

以下の①のサービスを基本に、ご希望やご本人の状況に応じて②③のサービスをあわせて利用することができます。

○基本サービス

①福祉サービスの利用援助

こんなとき…

◎福祉サービスを利用したいがよくわからない。

福祉サービスを安心して利用できるように相談にのります。
◎福祉サービスの利用に関する相談、助言、情報提供
◎福祉サービスを利用する際の手続き
◎福祉サービス利用料の支払い手続き
◎福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き等

○オプションサービス

②日常的金銭管理サービス

こんなとき…

◎障がいや高齢で、金融機関に出向くのが大変。
◎家賃や電気・ガスの利用料の支払いを忘れる。

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。
◎日常生活に必要な預金の払戻し
◎税金・社会保険料・公共料金・医療費・家賃等を支払う手続き
◎年金や福祉手当等の受領手続き

③通帳等の預かりサービス

こんなとき…

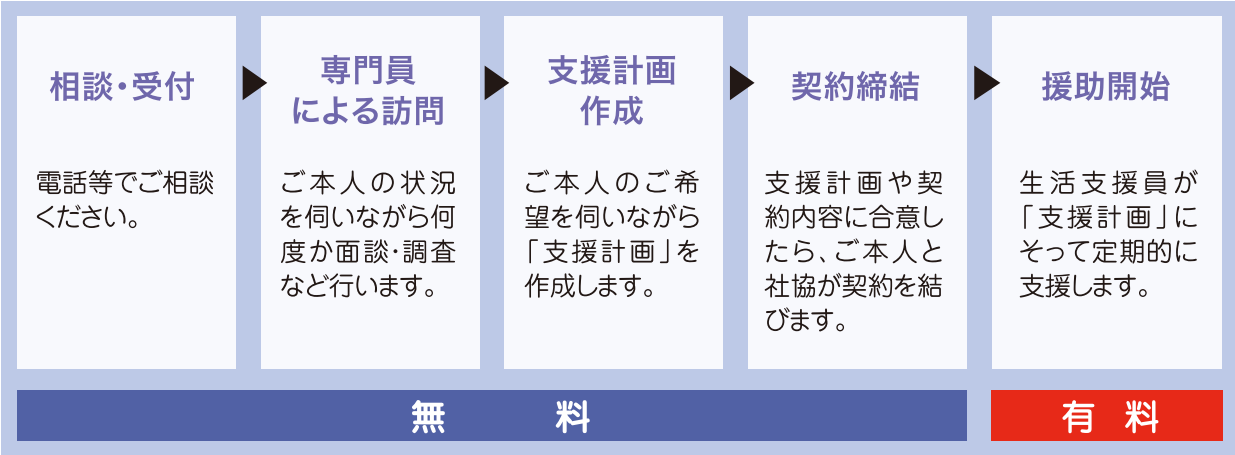
◎一人暮らしで自宅に通帳等を置いておくと心配。
◎通帳等のしまい場所を忘れてしまう。

大切な書類や印鑑(ハンコ)などを安全にお預かりします。
◎書類(年金証書・預貯金通帳・銀行印・実印・権利証・契約書類・保険証書等)を金融機関の貸金庫に保管
◎定期的な声かけサービス(半年に1回の電話・1年に1回程度の訪問)

◆利用料

福祉サービスの利用援助のための訪問		1回1時間まで1,000円 1時間を超えた場合、30分までごとに500円加算
日常的金銭管理サービスのための訪問	通帳を本人が保管	
	通帳を社協が保管	1回1時間まで1,500円 1時間を超えた場合、30分までごとに500円加算
通帳等の預かりサービス		月額 1,000円

◆援助開始までの流れ



※本人との面談で、契約能力の確認が難しい場合は、東京都社会福祉協議会に設置されている「契約締結審査会」で審査することもあります。



●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の相談や申立て方法の案内、専門機関の紹介など成年後見制度の利用について支援します。

◆成年後見制度とは…

判断能力が不十分な場合に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。
例えば、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方が預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできません。また判断能力が不十分な場合はこれを本人だけに任せていたのでは、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人を援助する人が必要になってきます。
そこで、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が成年後見人等の援助者を選び、その選ばれた援助者が、本人のために活動するのが成年後見制度です。

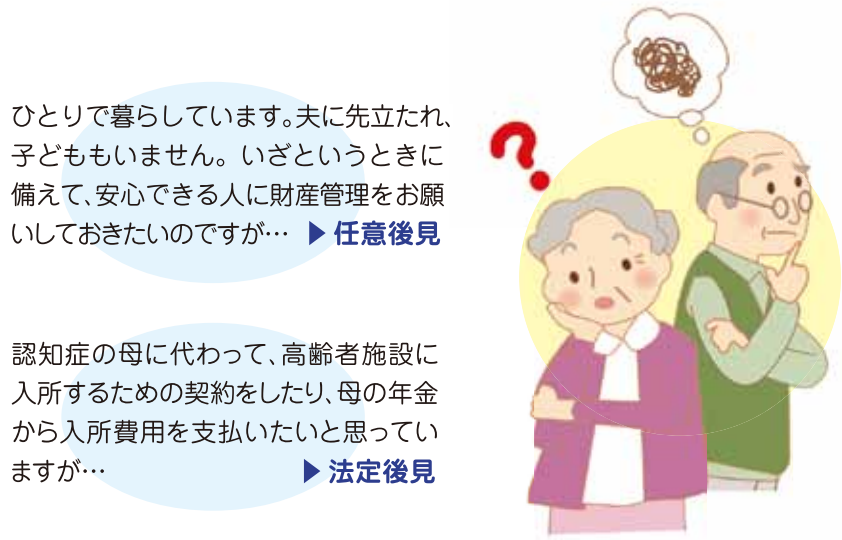
成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

『すでに判断能力が不十分な場合』 法定後見制度

すでに判断能力が不十分なために、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する制度です。

『将来の不安に備えたい場合』 任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、「支援してほしい人」「支援してほしい内容」を決めておきます。将来、望んだとおりの支援を受けることができる制度です。



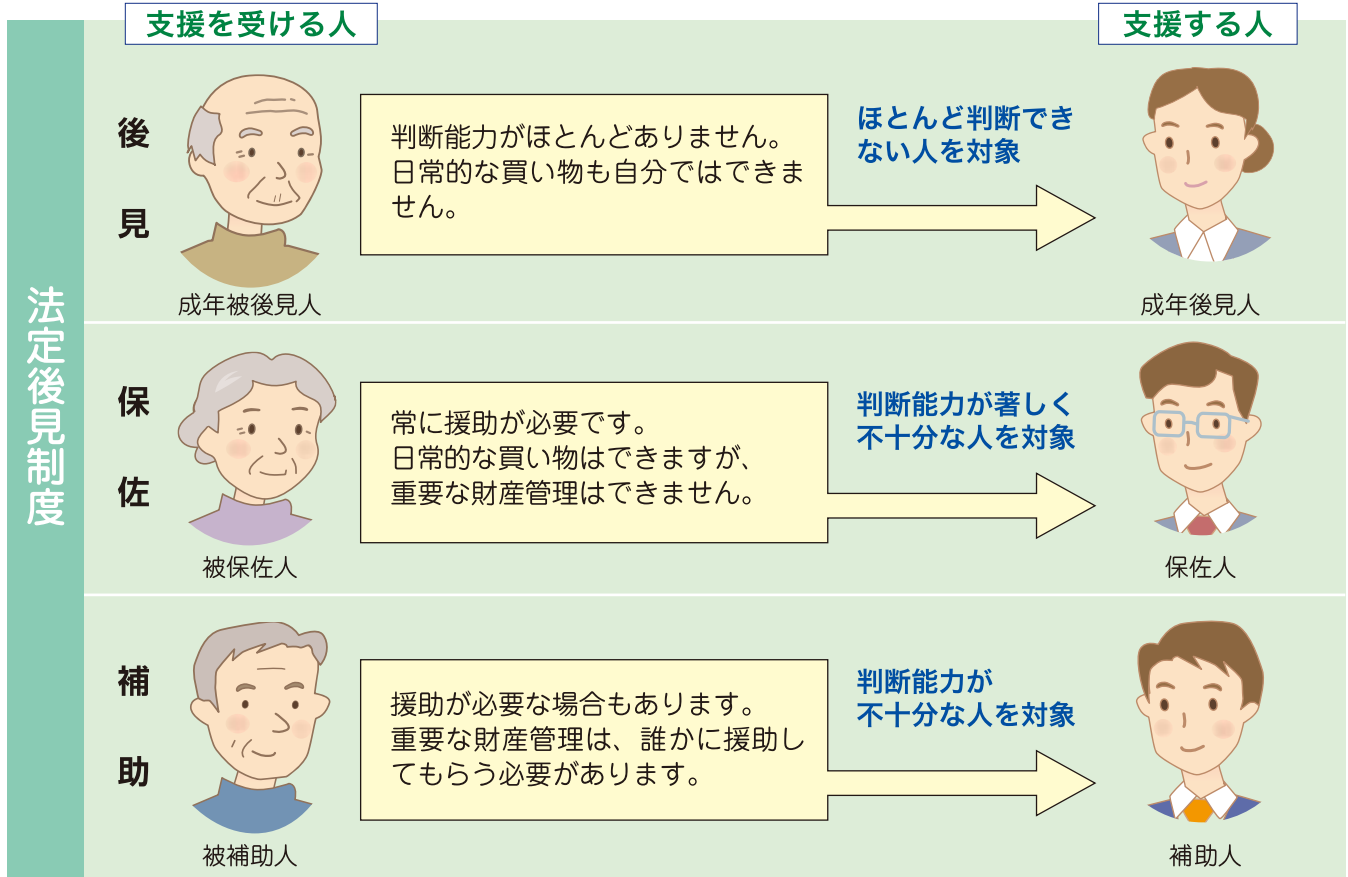
ひとりで暮らしています。夫に先立たれ、子どももいません。いざというときに備えて、安心できる人に財産管理をお願いしておきたいのですが… ▶ 任意後見

認知症の母に代わって、高齢者施設に入所するための契約をしたり、母の年金から入所費用を支払いたと思っていますが… ▶ 法定後見

障がいのある子どもと暮らしています。将来、子どもの世話ができなくなるときのことが心配です。 ▶ 法定後見

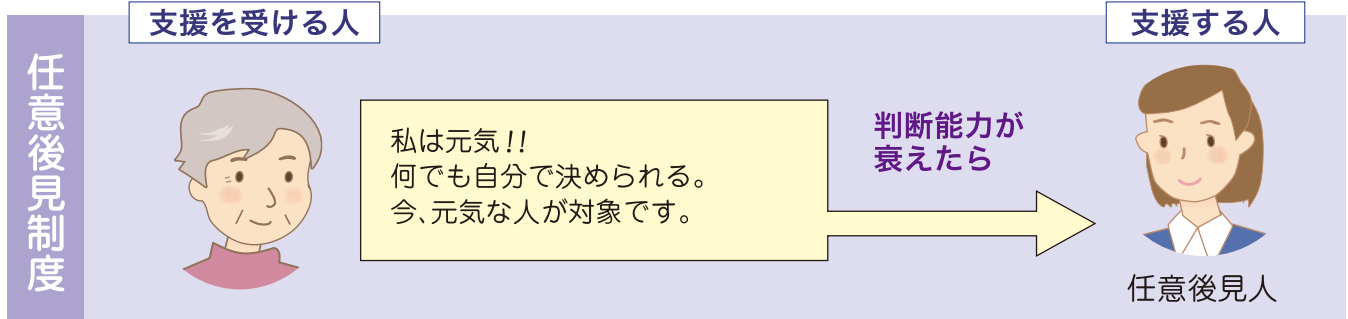
認知症の父名義の不動産を売却して入院費にあてたい… ▶ 法定後見

◆法定後見制度の3種類(類型)



判断能力が低下したときに、あなたやあなたの家族が家庭裁判所に手続きをすると、家庭裁判所が選任した成年後見人（保佐人・補助人）が、あなたに代わって、財産の管理や生活環境の整備、介護サービス・施設入退所の契約、入院手続き等を行います。また、あなたの行った不利益な契約を取り消すこともできます。あなたを法的に保護し守り支えていきます。成年後見人等の報酬額は、家庭裁判所が決定します。

※手続きの流れは…7ページ



判断能力が確かなうちに、公証役場で、任意後見受任者（支援してほしい人）と支援内容・方法を決め、公証人が作成する公正証書で契約をします。その後、判断能力が低下して支援の必要が生じた時に、契約をした任意後見受任者が任意後見人として支援をします。任意後見人が正しく職務を行っているかチェックするために、必ず任意後見監督人が家庭裁判所で選任されます。任意後見人の報酬額は契約で決めておきます。

※手続きの流れは…9ページ

すでに判断能力が不十分な方



本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・任意後見人・任意後見受任者等です。申立人がいない場合、市区町村長が申立人になることができます。



- ① 申立書 ② 申立事情説明書 ③ 親族関係図
④ 親族の同意書
⑤ 本人の財産目録及びその資料
⑥ 本人の収支状況報告書及びその資料
⑦ 後見人等候補者事情説明書 ⑧ 診断書
⑨ 本人情報シート(コピー)

申立てに必要な書類 ②
区役所等で交付を受けるもの

- ⑩ 戸籍抄本(本人)
- ⑪ 住民票(本人・後見人等候補者)
- ⑫ 登記されていないことの証明書(東京法務局)
- ⑬ 愛の手帳の写し(手帳をお持ちの場合)

⑭ 収入印紙：申立費用(800円)
⑮ 収入印紙：登記費用(2,600円)
⑯ 郵便切手(4,210円)
※ 後見の場合は、3,270円
⑰ 鑑定費用(実費)《補助類型の場合は不要》

成年後見人等の報酬は、報酬付与の申立てにより、
家庭裁判所が金額などを決定します。

チャートでみる 任意後見制度 の流れ

将来の不安に備えたい方

1 任意後見人を決める

任意後見人を決める

- 将来の不安や心配ごとについてどんな支援を受けたいか、本人と任意後見受任者が話し合い、任意後見契約の内容を決めます。
- 支援の内容が決まったら、本人と任意後見受任者は、公証役場に向いて、その内容について公正証書により正式に契約を交わします。

※「任意後見受任者」
任意後見人になる人です。

2 任意後見契約を結ぶ

▼登記

判断能力の
低下

任意後見契約を結ぶ

- 本人と任意後見受任者が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。
- 必要な書類
 - ＜本人に関するもの＞
戸籍謄本
住民票
印鑑登録証明書、運転免許証、パスポート等身分を証明するもの
 - ＜任意後見受任者に関するもの＞
住民票
印鑑登録証明書、運転免許証、パスポート等身分を証明するもの
 - ＜その他＞
診断書や財産目録等が必要な場合があります。(公証人に確認)
- 公正証書の内容は、東京法務局に登録されます。(任意後見登記)
- 任意後見人に支払う報酬額は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。

3 任意後見監督人の選任を申し立てる

▼家庭裁判所

任意後見監督人の 選任申立て手続き

- 申立権者
本人、配偶者、四親等内の親族、
任意後見受任者
- 必要な書類
 - ＜申立書類＞
申立書
申立事情説明書
本人の財産目録及びその資料
本人の収支状況報告書及びその資料
任意後見受任者事情説明書
 - ＜本人についての書類＞
戸籍抄本
住民票
登記事項証明書(任意後見)
登記されていないことの証明書(東京法務局)
任意後見契約公正証書の写し
診断書(成年後見用)
本人情報シート(コピー)
- 任意後見制度を利用するために、
本人の住所地を管轄する家庭裁判
所に任意後見監督人を選ぶよう申
立てます。

4 任意後見監督人が選任される

▼登記

任意後見事務スタート

任意後見監督人による監督

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。
- 任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして、監督を行います。

お問い合わせ先

◎ 葛飾公証役場
電話：03-6662-9631
葛飾区青戸6-1-1
朝日生命葛飾ビル2階

任意後見契約書作成にかかる費用

- ① 任意後見契約書の基本手続き料…11,000円
- ② 登記嘱託手数料…1,400円
- ③ 登記にかかる印紙代…2,600円(収入印紙)
- ④ その他…証書代 登記嘱託書郵送用切手代等

任意後見監督人の選任にかかる費用

- ① 申立費用…800円(収入印紙)
- ② 通信費…裁判所によって違う
(東京家庭裁判所の場合は3,270円)
- ③ 登記費用…1,400円(収入印紙)

任意後見開始後にかかる費用

- ① 任意後見人の報酬…本人と任意後見受任者(後の任意後見人)との契約によって決定します。
- ② 任意後見監督人の報酬…家庭裁判所が決定します。
- ③ 任意後見人、任意後見監督人の事務費